

高齢受給者証の更新について

☎ 税務町民課 ☎ 62-2112

国民健康保険に加入されている70歳～74歳の方に交付している「高齢受給者証」又は「資格情報のお知らせ」が、8月1日に更新となりますので、新しい「受給者証」又は「資格情報のお知らせ」を7月末までに交付します。

8月1日以降に医療機関等を受診するときには、必ず新しい「受給者証」又は「マイナ保険証」を提示してください。

なお、現在お持ちの被保険者証については、有効期限である9月30日(火)まで医療機関等でご使用いただけます。

期限の切れた「受給者証」、「資格情報のお知らせ」は、税務町民課へ返却いただくかご自身で破棄してください。ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

障がいや病気のある方へ就労相談会開催のお知らせ

☎ 県中地域障害者就業・生活支援センター ☎ 024-941-0570

障がいや病気によって通常の就労が困難な方を対象に就労相談を行います。自分に合った就職先や就職活動での悩みについて相談してみませんか？※予約者優先となっています。

- 日時 7月28日(月) 13時～17時
- 場所 町勤労青少年ホーム 2階会議室

●対象 障がいや病気をお持ちの方（障害者手帳の有無は問いません）やその家族、雇用を検討している企業の方

「おはよう歩こう会」参加者募集！

☎ 歩こう会・最上 ☎ 090-3752-4266

「おはよう歩こう会」では、毎月1回、町内外の景観の良いところでウォーキングしています。

今月は、**7月20日(日)に天栄村のかつば淵を散策します。参加を希望される方は、朝6時に須賀川信用金庫鏡石支店駐車場にお越しください。**※参加費は無料。

後期高齢者医療制度のお知らせについて

現在お持ちの被保険者証又は資格確認書の有効期限は7月31日(木)となっています。

マイナ保険証を持っている・持っていないにかかわらず、手続き不要で被保険者全員に7月末までに「資格確認書」(オレンジ色)を交付します。

資格確認書は従来の紙の被保険者証と同じように、医療機関等で提示することで医療が受けられます。

マイナ保険証を利用している方にも資格確認書を交付しますが、引き続きマイナ保険証をご利用ください。8月1日以降、医療機関等を受診する際は、「マイナ保険証」又は「資格確認書」(オレンジ色)をご提示ください。

期限の切れた被保険者証又は資格確認書は、税務町民課へ返却いただくかご自身で破棄してください。ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2112

すかがわ・いわせアートフェスティバル開催

☎ 福祉こども課 ☎ 62-2210

東京藝術大学と、須賀川・岩瀬地区の福祉事業所がコラボしたイベントが開催されます。

障がいのある方もない方も芸術を通して相互理解を図ることを目的としており、当日は東京藝術大学の学生さんと須賀川・岩瀬地区の福祉施設利用者さんとのコラボ作品が展示されるほか、キッチンカーの出店・体験コーナーが設けられ、多くの方が楽しめる企画を準備しています。皆様のご来場をお待ちしています。

- 日時 8月2日(土) 10時30分～15時
 - 会場 須賀川市役所1階「みんなのスクエア」
- ※車でお越しの方は市役所駐車場をご利用ください。(当日10時30分～15時の開催時間は無料解放)

統計調査員募集

☎ 町統計調査員協議会 (事務局：町総務課) ☎ 62-2111

統計に関して理解と熱意を持って、国が実施する統計調査の業務に従事してくださる方を広く募集しています。

町統計調査員協議会への入会をご希望の方は、簡単な面接や統計調査業務についての説明を行いますので、町総務課までご連絡ください。

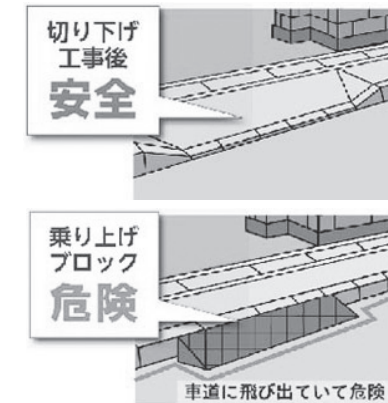


危ない！「乗り入れブロック」は置かないで

☎ 都市建設課 ☎ 62-2116

住宅や店舗の出入口の前の道路に「乗り入れブロック」や「鉄板」を置いているのを多く見かけますが、これらの行為は危険なため禁止されています。これは、道路法に違反するほか、車道に飛び出た部分に自転車やバイクがぶつかって転んだり、交通事故につながったりするなど大変危険です。

このような事故が発生した場合には、置いた人の責任も問われかねません。安全に通行できるよう、これらを撤去し、「縁石の切り下げ工事」(自費工事)をして使いましょう。



水道メーター検針のお知らせ

☎ 上下水道課 ☎ 62-2348

7月13日(日)から20日(日)までの予定で水道メーターの検針を実施します。

町が委託した検針員(腕章着用)が検針に伺いますので、メーターボックスの開閉ができるよう、周囲の整頓等についてご協力をお願いします。

農作業時の熱中症対策を！

☎ 産業課 ☎ 62-2118

これからの季節、暑くなると、農作業中の熱中症が発生する季節となります。

高温時や体調がすぐれないときは、作業は避けましょう。また、こまめに休憩をして、同時に水分補給もしましょう。ファン付作業服など暑熱対策グッズの活用が効果的です。

MAFFアプリ(農林水産省アプリ)では、熱中症警戒アラートを受け取ることができます。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

※詳しくは上記のQRコードより農林水産省のホームページをご覧ください。

福島県こども救急電話相談について

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

県で実施している、「こども救急電話相談(#8000)」の相談時間が変更となりましたので、お知らせします。

- 【変更前】19時～翌朝8時まで
 - 【変更後】18時～翌朝8時まで
- ※詳細については、福島県のホームページをご確認ください。



町内一斉環境美化活動のお知らせ

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

町と町保健委員会では、美しいまちづくり推進事業の一環として、第3回町内一斉環境美化活動を実施します。快適な生活環境づくり・町内の環境美化のため、町民の皆様のご協力をお願いします。

- 日時 8月3日(日)6時～7時 ※小雨決行

●実施内容 町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地等及び各家庭周辺の一斉清掃を行います。当日集めたごみは、各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。

なお、粗大ごみ等の回収は行いません。



道路にはみ出した庭木の剪定を！

☎ 都市建設課 ☎ 62-2116

庭木が伸びすぎて道路にはみ出すと、歩行者や車の通行の妨げになり、交通事故の原因になりかねません。庭木・生垣を管理されている方は、計画的な剪定をお願いします。



くらしの情報 -information-

第75回社会を明るくする運動

☎ 福祉こども課 ☎ 62-2210

“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月を強調月間として、保護司が中心メンバーとなりPR活動を行っています。

犯罪や非行が生まれるのも、また、社会復帰を果たす場合も地域社会です。罪を犯した人たちや非行をした人たちの更生が円滑に行われるためには、本人の意欲と併せ、その人を取り巻く地域社会の理解と協力が必要となりますので、今後展開される、社会を明るくする運動の普及啓発活動に対して、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

木造住宅耐震診断・耐震改修助成制度のお知らせ

町では、昭和56年以前の旧建築基準で建てられた建築物の耐震診断及び補強計画の策定と、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された建築物の、耐震改修に対する支援を実施しています。

1 木造住宅耐震診断者派遣事業

次の要件にすべて該当する木造住宅に耐震診断者を派遣し、耐震診断と補強計画の策定を行います。

- 対象住宅 ①町内の木造住宅 ②所有者(町税などの滞納がない方)が自ら居住する住宅 ③昭和56年5月31日以前に建てられた住宅 ④木造3階建て以下の住宅 ⑤過去に町耐震診断事業を利用していない住宅
- 費用負担 8,000円
- 申込期限 8月29日(金)
- 申込方法 都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

※いずれも申込多数の場合は先着順となります。

●問い合わせ先 都市建設課 ☎ 62-2116

2 木造住宅耐震改修助成制度

次の要件にすべて該当する木造住宅の耐震改修工事に對し、工事内容に応じて助成を行います。

- 対象住宅 ①～④は左記派遣事業と同じ ⑤木造住宅耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅 ⑥建築基準法に違反していない住宅
- 助成対象となる工事(補助額) ①一般耐震改修工事(工事費の4/5：上限100万円) ②簡易耐震改修工事(工事費の4/5：上限60万円) ③部分耐震改修工事(工事費の4/5：上限60万円) ④現地立て替え工事(工事費の4/5：上限100万円) →新規追加事業(住宅を解体し、同一敷地内に住宅を新築する工事) ※申請前に契約・着手した場合は対象となりません。 ※申込期限、申込方法は左記派遣事業と同じです。